

第32回地方委員会を開催

2016年10月25日（火）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において、「第32回地方委員会」を開催しました。

冒頭、小林会長はあいさつの中ではじめて開催した地域フォーラムや2017春季生活闘争について触れ、労働運動を行っていく事の必要性について述べました。

その後、議事に入り報告事項として一般経過報告や2016年度決算報告等があり承認されました。続いて審議事項の当面の諸活動については、2015年に開催された第17回定期大会で承認された運動方針を補強する事項について提案があり承認されました。

また、役員補充についても本地方委員会において確認され、右記のとおり新たな役員体制となりました。

最後に「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」に関する特別決議が確認され、小林会長の発声の元、ガンバロウ三唱を行い、地方委員会を閉会しました。

第32回地方委員会に、執行部・地方委員・特別地方委員・傍聴を含み74人が出席しました。

連合和歌山役員体制

役職	氏名	出身単組	
会長(専従)	小林 茂	情報労連	
副会長	野口 宗宏	自治労	
	池田 祐輔	基幹労連	
	森原 功裕	UAゼンセン	
	松本 昇浩	J P 労組	
	濱地 正由	電力総連	
	湯川 正文	電機連合	
	湊 博行	情報労連	
事務局長(専従)	東郷 隆文	基幹労連	
副事務局長 (専従)	小島 剛史	自治労	
	堂前 健	UAゼンセン	
執行委員	武嶋 直登	自治労	
	佐藤 正之	基幹労連	
	田中 博景	UAゼンセン	
	朴 正隆	J P 労組	
	田中 和成	電力総連	
	崎山 忠雄	J AM	
	通阪 哲司	情報労連	
	城 義実	J R 連合	
	濱野 幸紀	J E C 連合	
	谷口 康浩	私鉄総連	
	河本 悟	自動車総連	
	裏野 勝也	運輸労連	
	南出 進昭	日教組和歌山	
	辻本 勝己	J R 総連	
	女性委員会委員長	高信 としみ	J AM
	女性枠	井上 有咲	基幹労連
	女性枠	天野 環	情報労連
会計監査	大上 裕	全電線	
	山本 敏史	全労金	
	大野 雄策	全労済労組	



▲あいさつする小林会長



▲団結ガンバロウ

ディーセント・ワークの実現を訴える街頭行動を実施

「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）世界行動デー」である10月7日（金）、連合はディーセント・ワークの実現を訴える街宣行動を全国一斉で実施することとしており、連合和歌山も和歌山市「JR和歌山駅前」において街頭行動を行いました。

「ディーセント・ワーク世界行動デー」は、国際労働組合総連合（ITUC）が公正で持続可能な社会の実現に向けた取り組みの一環として2008年より実施を呼びかけているもので、連合はこの呼びかけに応じ、国際産業別労働組合組織（GUFs）と連携し、すべての人に「ディーセント・ワーク」が保障される社会基盤整備の必要性を訴える活動を全国に実施しています。

併せて、和歌山県の地域別最低賃金が753円に改定され、10月1日から発効していることを周知する街頭行動も同時に実施しました。

この街頭行動に連合和歌山執行委員会構成員23人が参加しました。



▲街頭行動の様子

「2017年度政策・制度要求と提言」対県申し入れ

～仁坂知事との意見交換を実施～

2016年10月21日（金）和歌山市「和歌山県庁」において、「2017年度政策・制度要求と提言」の申し入れを提出し、連合和歌山三役会議・政策局会議構成員11人が出席しました。

小林会長あいさつ、仁坂知事あいさつの後に申し入れを提出し、意見交換を実施しました。意見交換では、「防災・減災対策の充実」、「地域の創意工夫を活かした地域雇用対策の推進」、「教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止」について要求を行い、仁坂知事からは和歌山県での取り組み状況等について回答があり、意見交換は1時間ほどで終了しました。

なお、「2017年度政策・制度要求と提言」については、今年5月以降、加盟組織からの意見を踏まえ、連合和歌山政策局会議構成員で素案づくりを行い、9月6日（火）の第11回執行委員会で決定しています。



▲申し入れの提出

<今後の予定>

青年委員会第26回総会・女性委員会第26回総会

2016年11月28日（月）和歌山県勤労福祉会館プラザホープ
第4回政策フォーラム

2016年12月 3日（土）和歌山県勤労福祉会館プラザホープ
賃金学習会

2016年12月12日（月）和歌山県勤労福祉会館プラザホープ
2017年新春の集い

2017年 1月 6日（金）ホテルグランヴィア和歌山



Q&A
vol. 8

テーマ

社会保険



Q 正社員と同じ時間働いているのにパートは社会保険に入れないと言われた。それって本当？

A 違います。パートタイマーなどの短時間労働者であっても、正社員の概ね4分の3（週30時間）以上働いている方は原則社会保険の適用となります。ただし、2016年10月より右表の5条件をクリアした場合も社会保険への加入が義務づけられますので、加入手続きをするように会社と交渉しましょう。

会社が対応しない場合は、労働組合に相談してください。組合がない場合には、「連合なんでも労働相談ダイヤル（0120-154-052）」にご相談ください。



■社会保険適用対象拡大の条件（※2016年10月から）

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| ① 週20時間以上
(残業時間含まず) | ④ 学生ではない
(夜間、定時制は除く) |
| ② 月額賃金8.8万円以上 | ⑤ 現行基準が適用される労働者が
501人以上の企業 |
| ③ 勤務期間1年以上の見込み | |

Q 10月から社会保険制度が変わるので勤務時間を減らすよう会社から指示された。社会保険に入ると手取りが減るらしいから会社の言うことを聞いたほうがよい？



A 10月1日から社会保険の適用対象者が拡大され、今までは加入対象でなかった人も、対象になる場合があります。その保険料は労働者・事業主がそれぞれ負担します。そのため、経費が増えることを嫌がる経営者の中には、加入要件にあたらぬよう勝手に勤務時間や給料を減らすケースがあるかもしれません。そうした会社の行為は不利益変更にあたり違法です。

社会保険は労働者が病気やケガなどをした時に頼りになる制度です。現在全額自分で国民年金などの保険料を払っている方は負担が減ります。もし会社から勤務時間や給料の引下げの提案を受けたら、その場で了承せず、労働組合などに相談しましょう。

社会保険制度にはさまざまなメリットがあるよ。どんな保障があるのかきちんと覚えておこう。くわしくは、26頁の「なぜ?なぜ?まるわかり教室」を見てね!

このページは連合HPでも配信中! 皆様もお使いください。

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中! ぜひ活用ください。



厚労省も後援!
ワークルール検定に挑戦しよう
次回は
11月23日(水・祝)実施

右ページの案内も見てね!



WR検
ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合せ先

(一社)日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545
<http://workrule-kentei.jp/>

2016年10月
から

社会保険の適用拡大

社会保険とは、病気やケガ、出産、老齢、死亡などのさまざまなリスクに備えるため、公的機関が管理・給付する保険のことです。そのうち年金と医療に関して、対象者の範囲が拡大されるのはご存知ですか？今回は、特に年金について対象者の拡大によって、どんな変化が起きるのか、労働組合の取り組みポイントもあわせて解説します。



どんなふうに変れるの？

より多くの人が、これまでよりも厚い保障を受けられるようになります！

健康保険・厚生年金保険の適用範囲
今まで 週30時間以上 (労働時間と労働日数が概ね正社員の3/4以上)
拡大 これから (2016年10月から) ※本3号対象者約25万人
① 週20時間以上 (残業時間含まず) ② 月額賃金8.8万円以上 ③ 勤務期間1年以上の見込み ④ 学生ではない (夜間、定時制は除く) ⑤ 現行基準が適用される労働者が501人以上の企業

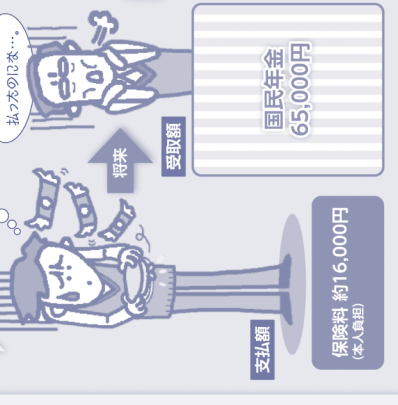
おさらい！社会保険の用語

国民年金の被保険者の区分
1号 (被保険者) 20歳以上60歳未満で2号、3号でない方。自営業者、無職の方、フリーターなど 保険料：全額自己負担 受取：国民年金
2号 (被保険者) 企業等 (社会保険適用事業所) で働く70歳未満の方 保険料：労使で折半 受取：国民年金+厚生年金
3号 (被保険者) 20歳以上60歳未満で第2号被保険者に扶養されている配偶者 保険料：本人負担なし 受取：国民年金

こんなケースでは...
非正規で60歳まで勤務時給1500円
週25時間勤務
月収15万円

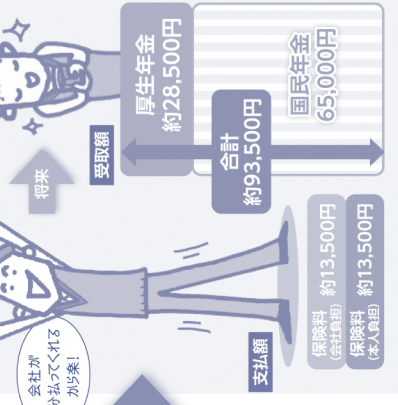
今まで
国民年金：1号
毎月1万6000円はつかない...

たとえば...
あんまり払ったの記憶...

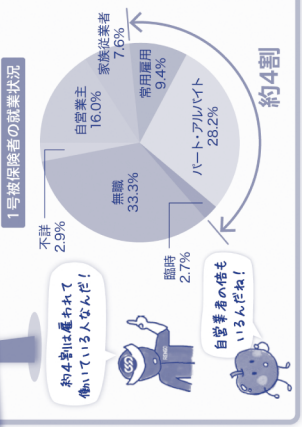


これから
国民年金：2号

生活の余裕が！
会社が半分払ってくれるから！



1号被保険者は雇用者が4割も！



■本当は2号なのに...
1号被保険者は自営業者のための制度と思われがちですが、雇われて働く人が4割近くいるんです。中には労働時間などの条件を満たしているのに、厚生年金に加入できていない人も...

厚生年金の適用も、200万人も！

■あなたの会社は大丈夫？
雇われて働いている1号被保険者の人の中には、労働時間などの条件を満たしているのに、厚生年金に加入できていない人が200万人にのぼると言われています。日本年金機構は、適用逃れのおそれがある約79万事業所に対し、重点的に加入指導するなど対応を強化しています。

●健康保険や厚生年金保険には、年齢や加入期間など受給条件があります。また給付額は、加入期間や納めた保険料により異なります。
●厚生年金には、長期加入特約や加齢年金、繰り上げ支給・繰り下げ支給、支給停止などの仕組みがあります。しっかりとチェックしましょう！



【資料出所：一覧】 ©平成26年国民年金被保険者実態調査



まるわかり教室 社会保険の適用拡大

(監修：連合生活協賛局)

連合が/取り組むわけ

現行制度では、短時間で働く人の多くが社会保険の適用対象とならず、保険料負担が重い反面、低い給付しか受けられていません。雇用形態や勤務先の事業所の規模などの違いにより、社会保険に格差を生じ、老後までの格差が懸念されるのは理不尽です。このため連合は、重点政策として適用拡大の取り組みを進めています。

労働組合としてできること

- 社会保険が適用されるべき労働者が全員適用されているか確認！
- 非正規労働者が雇用契約を更新する際、労働条件の不利益変更で適用拡大の範囲から外されていないかチェック！
- 対象者500人以下の企業も含め、適用拡大を上回る労働条件での雇用促進に取り組もう！
- 学習などで社会保険の適用拡大について周知徹底しよう！
- 労使交渉の際には「キャリアアップ助成金制度を会社側にPRしよう！」

3号の専業主婦(夫)の中には、社会保険料負担や扶養手当など世帯収入を考えると社会保険の加入に躊躇する人も。でも、社会保険に加入すれば将来の年金額が増えるし、障がいや、私傷病での休業など、万一の時の保障も充実するよ。この機会に長い目で社会保険に入る意味を考えたいね。

このページは連合HPでも配信！
皆さんもお使いください。

